

2020年度授業料免除(修学支援新制度)説明会のお知らせ

2020年4月から授業料免除制度が大きく変わります。新しい修学支援新制度に申請し、採用されなければ、次年度からの授業料免除の申請はできません。新制度への申込みを希望する方は出席してください。

出席できない方は、11月1日(金)以降学生支援課までお越しください。

【対象】

2020年度も引き続き在学する学部生の方

※大学院生・留学生・成績不振による卒業延期者はこの制度の対象外です。

【開催日時・場所】

日時：10月31日(木) 16:45～(1時間程度)

場所：東1号館 G101教室



【事前の準備】

申込みの際に本人、生計維持者(父母共いる方は父母共必要)のマイナンバーが必要となります。説明会当日は必要ありませんが、申し込み後すぐに日本学生支援機構に「マイナンバー提出書」にマイナンバーを記入して送付する必要があります。また以下の書類を添付する必要がありますので、事前に用意しておいてください。

- ・本人・生計維持者のマイナンバーカードの裏面コピー、通知カード表面のコピー、マイナンバー記載の住民票の写し(原本)など<いずれか1点>
- ・本人の身元確認証(写真付学生証のコピー、運転免許証コピーなど)
<いずれか1点・写真がない証明書は別に書類が必要です>

家計基準については自分が対象になるかのシミュレーションが公開されています。参考にしてください。(https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/)

【事前相談】

- ・家族が海外居住のため、マイナンバーが提出できない方
- ・自分が新制度に応募する資格があるかなど
随時、学生支援課までご相談ください。

2019年10月11日